

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス料金高騰対策支援事業 (R7国予備費分)	(LPガス料金高騰対策支援事業費) ①LPガスの料金高騰によって、生活等に影響が生じている一般消費者等に対して、販売事業者を通じて、高騰分の一部を支援する。 ②委託料: 92,433千円 補助金: 500,000千円 ③●販売事業者への助成金 50万世帯・者 × 300円(助成額: 1/2相当額) × 3か月 = 450,000千円 ●販売事業者への取扱事務費 50万世帯・者 × @100円 = 50,000千円 ●事務局費 92,433千円 ④・液化石油ガスを燃料として生活の用に供する一般消費者 ・液化石油ガスを暖房若しくは冷房又は飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者 ・液化石油ガスを蒸気の発生又は水温の上昇のための燃料としてサービス業の用に供する者	R7.7	R8.3
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	特別高圧電力料金高騰対策支援事業 (R7国予備費分)	(特別高圧電力料金高騰対策支援事業費) ①エネルギー価格高騰の影響を受ける県内中小企業者等の負担を緩和するため、特別高圧電力の使用量に応じた額を支援する。 ②委託料: 2,220千円 補助金: 22,200千円 ③●特別高圧を受電する中小企業者等 支援額: 1,000,000kWh × 1円/kWh × 3か月 × 7社 = 21,000千円 ●特別高圧を受電する商業施設等に入居する中小企業者等 5,000kWh × 1円/kWh × 3か月 × 80社 = 1,200千円 ●事務局費: 22,200千円 × 0.1 = 2,220千円 ④・特別高圧を受電する中小企業・小規模企業 ・特別高圧を受電する商業施設等に入居する中小企業・小規模企業	R7.7	R8.3
3	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	工業用LPガス料金高騰対策支援事業 (R7国予備費分)	(工業用LPガス料金高騰対策支援事業費) ①エネルギー価格高騰の影響を受ける県内中小企業者等に対し、工業用LPガスの利用量に応じた額の支援を行う。 ②委託料: 2,520千円 補助金: 25,200千円 ③●支援金: 7,000kg × 3円/kg × 3か月 × 400社 = 25,200千円 ●事務局費: 25,200千円 × 0.1 = 2,520千円 ④工業用LPを使用する中小事業者・小規模事業者	R7.7	R8.3
4	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業経営近代化資金融通事業 (米国関税対策枠)	①米国関税措置の影響を受ける農業者等の経営の安定・基盤強化を図るため、新たに10億円の融資枠(米国関税対策枠)を設け、利子補給及び保証料補助を行う。 ②利子補給及び保証料補助: 4,300千円 (R7年度) ③利子補給: 平均融資残高250,000千円 × 1.25% = 3,125千円 保証料補助: 平均融資残高250,000千円 × 0.47% = 1,175千円 ④融資機関、農業信用基金協会	R7.7	R8.3
5	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業経営近代化資金融通事業 (米国関税対策枠)【基金】	①米国関税措置の影響を受けるおそれのある農業者等の経営の安定・基盤強化を図るため、新たに10億円の融資枠(米国関税対策枠)を設け、利子補給及び保証料補助を行う。 ②利子補給及び保証料補助: 61,427千円 (R8年度～R12年度) ③利子補給: 平均融資残高3,571,429千円 × 1.25% = 44,641千円 保証料補助: 平均融資残高3,571,429千円 × 0.47% = 16,786千円 ④融資機関、農業信用基金協会	R7.7	R8.3
6	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業近代化資金融通事業 (米国関税対策枠)	①米国関税措置の影響を受けるおそれのある漁業者等の経営の安定・基盤強化を図るため、新たに1億円の融資枠(米国関税対策枠)を設け、利子補給及び保証料補助を行う。 ②利子補給及び保証料補助: 786千円 (R7年度) ③利子補給: 平均融資残高37,774千円 × 1.25% = 473千円 保証料補助: 平均融資残高66,595千円 × 0.47% = 313千円 ④融資機関、漁業信用基金協会	R7.7	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業近代化資金融通事業(米国関税対策枠)【基金】	①米国関税措置の影響を受けるおそれのある漁業者の経営の安定・基盤強化を図るため、新たに1億円の融資枠(米国関税対策枠)を設け、利子補給及び保証料補助を行う。 ②利子補給及び保証料補助:8,218千円(R8年度～R12年度) ③利子補給:平均融資残高479,040千円×1.25%=5,988千円 保証料補助:平均融資残高474,469千円×0.47%=2,230千円 ④融資機関、漁業信用基金協会	R7.7	R8.3
8	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業金融対策事業	①米国による関税措置、原材料価格の高騰等の影響を受ける中小企業・小規模企業等の経営の安定・基盤強化を図るために、新たな融資枠を県中小企業融資制度に設け、事業者負担を軽減するための保証料補助、利子補給を行う。 ②利子補給及び保証料補助:24,375千円 ③ ・利子補給補助:0.5%(県補助適用後の融資利率 1.50%) 利子補給期間:最長5年間 令和7年度:4,875千円 ・保証料補助:最大0.40%(県補助適用後の保証料率 0.45%~1.50%) 令和7年度~令和13年度:19,500千円 (内訳 R7:2,925千円、R8:5,475千円、R9:4,500千円、R10:3,300千円、R11:2,100千円、R12:975千円、R13:225千円) ④県内中小企業、小規模企業等	R7.7	R8.3
9	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業金融対策事業【基金】	①米国による関税措置、原材料価格の高騰等の影響を受ける中小企業・小規模企業等の経営の安定・基盤強化を図るために、新たな融資枠を県中小企業融資制度に設け、事業者負担を軽減するための保証料補助、利子補給を行う。 ②利子補給:27,250千円 ③利子補給補助:0.5%(県補助適用後の融資利率 1.50%) 利子補給期間:最長5年間 令和8年度~令和12年度:27,250千円 (内訳 R8:9,125千円、R9:7,500千円、R10:5,500千円、R11:3,500千円、R12:1,625千円) ④県内中小企業・小規模企業等	R7.12	R8.3
10	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者燃料価格高騰等対策支援事業(R6国補正分)	(交通事業者燃料価格高騰等対策支援事業費) ①エネルギー価格高騰に直面している交通事業者に対し、燃料価格高騰、安定的な運行、デジタル化等、利用促進に向けた取組にかかる費用を支援することにより、地域公共交通の安定的な運行体制の確保を図る。 ②負担金、補助及び交付金 ③合計839,842千円 ＜燃料価格高騰への支援＞59,934千円 軽油8.35円/l×8,326,024L×1/2=34,761千円、重油7.6円/l×2,099,250L×1/2=7,977千円、電気0.45円/kh×14,247,629kwh×1/2=3,206千円、タクシー1台22,500円×622台=13,990千円 ・動力使用量に係る燃料等価格の高騰分を支援 ＜安定的な運行への支援＞728,808千円 6,229千円×13事業者×9か月分=728,808千円 ・利用者の減少率等を乗じた運行費を支援 ＜デジタル化、システム化、グリーン化の取組への支援＞46,000千円 5,069千円×9事業者=46,000千円 ・公共交通のデジタル化等の取組を支援 ＜利用促進のための取組への支援＞5,100千円 1,017千円×5事業者=5,100千円 ・利用促進のための割引企画、PR等に要する費用を支援 ④交通事業者	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
11	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援事業(R6国補正分)	(貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援事業費) ①燃料価格の上昇が運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、県内で貨物自動車運送事業を営む事業者に対し支援金を支給することで、経営的な支援を行う。 ②貨物自動車運送事業者に対する支援金、事務補助 ③普通車・特種車 9千円×20,466台=184,194千円 小型車・軽自動車 2千円×2,032台=4,064千円 相談窓口・受付・審査・支払事務補助 9,987千円 ④貨物自動車運送事業者・貨物軽自動車運送事業者(県内に事業所を置く中小企業者・小規模事業者)	R7.4	R8.3
12	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策支援事業(R6国補正分)	①物価高騰の影響を受け、診療報酬や国により負担限度額が定められることなどにより、料金への価格転嫁ができない医療機関等に対して、食材費や電気料金等の高騰分の影響を緩和するため、病院、診療所(医科・歯科)、助産所、施術所に対し光熱費高騰分の一部を支援する。 ②支援金、事務費及び委託料 ③ (1)電気代・ガス代支援:404,269千円 ・病院及び有床診療所(公立を除く)基準単価:34,800円(@3,872円/月×9か月)1床あたり 34,800円×15,588床(病院75、有床診57)×1/2=271,231,200円 ・無床診療所(公立を除く)基準単価:124,700円(@13,860円/月×9か月)1施設あたり 124,700円×1,887施設(医科1,113、歯科774)×1/2=117,654,450円 ・助産所 基準単価:78,100円(@8,675円/月×9か月)1施設あたり 78,100円×59施設×1/2=2,303,950円 ・施術所 基準単価:39,100円(@4,342円/月×9か月)1施設あたり 39,100円×669施設(柔整351、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう318)×1/2=13,078,950円 (2)食材費支援:498,816千円 ・病院及び有床診療所(公立を除く)基準単価:32,000円(@3,559円/月×9か月)1床あたり 32,000円×15,588床=498,816,000円 (3)訪問診療等の燃料費支援:2,558千円 ・(医科)390施設、(歯科)132施設 基準単価:9,800円(@1,093円/月×9か月) 9,800円×522施設×1/2=2,557,800円 (4)事務費:91千円(印刷製本費91千円) (5)委託料:17,500千円 ④医療機関等(公立病院、公立診療所を除く)	R7.4	R8.3
13	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	看護師等養成所における物価高騰対策支援事業(R6国補正分)	①物価高騰中、教育活動の継続を図るとともに、学生の経済的な負担を軽減するため、看護師等養成所における電気・ガス代高騰分の一部を養成所設置者に対して補助する。 ②負担金、補助及び交付金 ③事業費:924千円 電気:基準単価 48円/月・人×9か月×1,425人(12施設)=616千円 ガス:基準単価 27円/月・人×9か月×1,265人(11施設)=308千円 ④県内の看護師等養成所(公立の看護師等養成所を除く)	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
14	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援事業(R6国補正分)	<p>①物価高騰の影響を受け、介護報酬や国により負担限度額が定められることなどにより、料金への価格転嫁ができない介護サービス事業所・施設に対して、食材費や電気料金等の高騰分の影響を緩和するため、光熱費等の高騰分の一部を支援する。</p> <p>②支援金(食材費や電気・ガス・ガソリン料金等の高騰分の一部補助)、事務費及び委託料</p> <p>③支援対象施設:3,644施設</p> <p>(1)電気代支援:116,539千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所系施設:定員1人あたりの基準単価 450円/月×9か月=4,050円/人 29,968人(814施設)×4,050円×1/2=60,685,200円 ・通所系施設:定員1人あたりの基準単価 270円/月×9か月=2,430円/人 24,544人(1,050施設)×2,430円×1/2=29,820,960円 ・訪問系施設:1施設あたりの基準単価 3,250円/月×9か月=29,250円/施設 1,780施設×29,250円×1/2=26,032,500円 <p>(2)ガス代支援:21,155千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所系施設:基準単価 77円/月・人×9か月=693円/人 693円×29,968人(814施設)×1/2=10,383,912円 ・通所系施設:基準単価 54円/月・人×9か月=486円/人 486円×24,544人(1,050施設)×1/2=5,964,192円 ・訪問系施設:基準単価600円/月・施設×9か月=5,400円/施設 5,400円×1,780施設×1/2=4,806,000円 <p>(3)食材費支援:993,982千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所系施設:定員1人あたりの基準単価 5,790円/人×9か月=52,110円/人 29,968人(814施設)×52,110円×1/2=780,816,240円 ・通所系施設:定員1人あたりの基準単価 1,930円/人×9か月=17,370円/人 24,544人(1,050施設)×17,370円×1/2=213,164,640円 <p>(4)ガソリン代支援:42,258千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所系施設:車1台あたりの基準単価 330円/月×9か月=2,970円/台 814台(814施設)×2,970円×1/2=1,208,790円 ・通所系施設:車1台あたりの基準単価 830円/月×9か月=7,470円/台 6,882台(1,050施設)×7,470円×1/2=25,704,270円 ・訪問系施設:車1台あたりの基準単価 330円/月×9か月=2,970円/台 10,332台(1,780施設)×2,970円×1/2=15,343,020円 <p>(5)事務費:97千円 (6)委託料:18,279千円</p> <p>④県内の高齢者福祉施設等</p>	R7.4	R8.3
15	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	歯科技工士確保対策・資質向上事業(R6国補正分)	<p>①物価高騰の影響を受ける中、歯科技工所の収益である技工料は、歯科診療所から保険診療による歯科技工物の委託であり、価格転嫁ができない。このことから、歯科技工所に対して、電気料金等の高騰分の影響を緩和するため、電気・ガス料金等の高騰分の一部を支援する。</p> <p>②支援金、事務費、委託料</p> <p>③(1)電気代・ガス代支援:5,142千円 基準単価:39,100円(@4,342円/月×9か月)1施設あたり 39,100円×263施設×1/2=5,141,650円</p> <p>(2)事務費:38千円(印刷製本費9千円、通信運搬費29千円)</p> <p>(3)委託料:2,284千円</p> <p>④県内の歯科技工所</p>	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
16	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	薬局物価高騰支援事業(R6国補正分)	<p>①物価高騰の影響を受け、医薬品等の小売り等の一部の収益を除き、大部分が調剤報酬(公定価格)によるものであり、患者への価格転嫁ができない保険薬局に対し、電気料金等の高騰分の影響を緩和するため、光熱費等高騰分の一部を支援する。</p> <p>②支援金、事務費及び委託料</p> <p>③(1)薬局(保険薬局)に対し、光熱費高騰分(電気及びガス等)の一部を支援：54,058千円 ・支援対象施設：薬局(保険薬局)867施設 ・基準単価：124,700円/施設 (@13,860円/月×9ヶ月) 124,700円×867薬局×1/2=54,057,450円</p> <p>(2)在宅患者への薬学的管理や指導にかかる燃料費高騰分の一部を支援：2,063千円 ・支援対象施設…421施設 ・基準単価…9,800円/施設 (@1,094円/月×9ヶ月) 9,800円×421施設×1/2=2,062,900円</p> <p>(3)事務費：124千円 (4)委託料：8,750千円</p> <p>④(1)薬局(保険薬局)：867施設 (2)薬局(在宅薬学総合体制加算の届出保険薬局)：421施設</p>	R7.4	R8.3
17	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	生活保護適正化推進事業(R6国補正分)	<p>(生活保護適正化推進事業費)12月補正分</p> <p>①食材費やエネルギー価格が高騰する中、国等の公定価格により負担限度額が定められているなどの理由から、利用料金へ価格転嫁ができない社会福祉施設等に対して、食材費や電気料金等の高騰分の一部を物価高騰対応事業として支援する。</p> <p>②負担金、補助及び交付金</p> <p>③負補交 【電気代】450円(0.86円/kwh×515kwh)×250名×9月≒1,013千円 【ガス代】80円(7.63円/m³×10m³)×250名×9月≒180千円 【食材費】5,800円×250名×9月≒13,050千円 【燃料費】350円(7.95円/L×40.6L)×21台×9月≒67千円</p> <p>④救護施設</p>	R7.4	R8.3
18	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育対策総合支援事業(R6国補正分)	<p>(保育対策総合支援事業費)12月補正分</p> <p>①物価高騰による保護者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図るため、認可外保育施設における給食費(教職員分を除く)・電気料金・ガス料金・スクールバス等のガソリン代の価格上昇分を施設の設置者に対して物価高騰対応事業として補助する。</p> <p>②負担金、補助及び交付金</p> <p>③負補交： 【電気代】0.86円/kwh×70,493kwh×9月≒546千円 【ガス代】7.63円/m³×1,343m³×9月≒93千円 【食材費】880円(6,600円/月×13.34%)×261人×9月≒2,068千円 【燃料費】7.95円/L×523L×9月≒38千円</p> <p>④認可外保育施設の設置者</p>	R7.4	R8.3
19	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立幼稚園教育関連事業費補助金(R6国補正分)	<p>(私立幼稚園教育関連事業費補助金)12月補正分</p> <p>①物価高騰による保護者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図るため、私立幼稚園における給食費(教職員分を除く)・電気料金・ガス料金・スクールバス等のガソリン代の価格上昇分を私立幼稚園の設置者に対して物価高騰対応事業として補助する。</p> <p>②負担金、補助及び交付金</p> <p>③負補交 【電気代】0.86円/kwh×216,278kwh×9月≒1,674千円 【ガス代】7.63円/m³×2,540m³×9月≒175千円 【食材費】667円(5,000円/月×13.34%)×2,596人×9月≒15,584千円 【燃料費】(ガソリン)7.95円/L×1,775L×9月≒128千円 (軽油)8.35円/L×14,203L×9月≒1,068千円 (合計)128千円+1,068千円=1,196千円</p> <p>④私立幼稚園の設置者</p>	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
20	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者介護給付費負担金(R6国補正分)	<p>(障害者介護給付費負担金)12月補正分</p> <p>①食材費やエネルギー価格が高騰する中、国等の公定価格により負担限度額が定められているなどの理由から、利用料金へ価格転嫁ができない社会福祉施設等に対して、食材費や電気料金等の高騰分の一部を物価高騰対応事業として支援する。</p> <p>②負担金、補助及び交付金</p> <p>③負補交:</p> <p>【電気代】51,763千円 (1-1)450円(0.86円/kwh×515kwh)×4,956人×9月×0.5≒10,036千円 (1-2)450円(0.86円/kwh×515kwh)×376人×9月×1.0≒1,523千円 (2)300円(0.86円/kwh×313kwh)×17,896人×9月×0.5≒24,160千円 (3)3,250円(0.86円/kwh×3,778kwh)×1,097人×9月×0.5≒16,044千円</p> <p>【ガス代】9,850千円 (1-1)80円(7.63円/m³×10m³)×4,956人×9月×0.5≒1,785千円 (1-2)80円(7.63円/m³×10m³)×376人×9月×1.0≒271千円 (2)60円(7.63円/m³×7m³)×17,896人×9月×0.5≒4,832千円 (3)600円(7.63円/m³×78m³)×1,097人×9月×0.5≒2,962千円</p> <p>【食材費】306,018千円 (1-1)5,800円×4,956人×9月×0.5≒129,352千円 (1-2)5,800円×376人×9月×1.0≒19,628千円 (2)1,950円×17,896人×9月×0.5≒157,038千円</p> <p>【燃料費】20,271千円 (1-1)350円(7.95円/ℓ×40.6ℓ)×359台×9月×0.5≒566千円 (1-2)350円(7.95円/ℓ×40.6ℓ)×9台×9月×1.0≒29千円 (2)850円(7.95円/ℓ×103.3ℓ)×3,447台×9月×0.5≒13,185千円 (3)350円(7.95円/ℓ×40.6ℓ)×4,121台×9月×0.5≒6,491千円</p> <p>【事務費】委託料20,739千円</p> <p>※(1-1)入所系施設(者)、(1-2)入所系施設(児)、(2)通所系施設、(3)訪問系施設</p> <p>④障害者支援施設等</p>	R7.4	R8.3
21	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童入所施設措置事業(R6国補正分)	<p>(児童入所施設措置費)12月補正分</p> <p>①食材費やエネルギー価格が高騰する中、国等の公定価格により負担限度額が定められているなどの理由から、利用料金へ価格転嫁ができない社会福祉施設等に対して、食材費や電気料金等の高騰分の一部を物価高騰対応事業として支援する。</p> <p>②負担金、補助及び交付金</p> <p>③負補交:</p> <p>【電気代】2,831千円 (1)450円(0.86円/kwh×515kwh)×568人×9月×1.0=2,300,400円 (2)450円(0.86円/kwh×515kwh)×131人×9月×1.0=530,550円</p> <p>【ガス代】504千円 (1)80円(7.63円/m³×10m³)×568人×9月×1.0=408,960円 (2)80円(7.63円/m³×10m³)×131人×9月×1.0=94,320円</p> <p>【食材費】36,488千円 (1)5,800円×568人×9月×1.0=29,649,600円 (2)5,800円×131人×9月×1.0=6,838,200円</p> <p>【燃料費】634千円 (1)350円(7.95円/ℓ×40.6ℓ)×93台×9月×1.0=292,950円 (2)350円(7.95円/ℓ×40.6ℓ)×108台×9月×1.0=340,200円</p> <p>※(1)児童入所施設、(2)里親家庭</p> <p>④児童入所施設等</p>	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
22	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	三重県私立学校物価高騰対策支援補助金(R6国補正分)	<p>①原油価格・物価高騰による保護者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図るため、私立学校における給食費(教職員分を除く)、光熱費、スクールバスのガソリン代の価格上昇分を学校設置者に対して補助する。</p> <p>②負担金、補助金及び交付金</p> <p>③令和7年度交付事業 9カ月分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食への補助(小・中・高・特支) 6,990円(月平均)×13.34%×8(月)×966人(生徒数)=7,207千円 ・舎食費への補助(高) 35,800円(月平均)×13.34%×9(月)×253人(生徒数)=10,875千円 ・電気料金(小・中・高・特支・外国人学校) 0.86円×31,274kWh(月平均)×9(月)×20(法人)=4,842千円 ・電気料金(専修学校) 0.86円×12,054kWh(月平均)×9(月)×15(法人)=1,400千円 ・ガス料金(小・中・高・特支・外国人学校) 7.63円×1,838m3(月平均)×9(月)×20(法人)=2,525千円 ・ガス料金(専修学校) 7.63円×418m3(月平均)×9(月)×15(法人)=431千円 ・スクールバスのガソリン代(軽油)(中・高・特支・外国人学校) 8.35円×7,950L(月平均)×8(月)=532千円 ・スクールバスのガソリン代(ガソリン)(中・高・特支・外国人学校) 7.95円×14,178L(月平均)×8(月)=902千円 <p>④私立学校(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、外国人学校)の設置者</p>	R7.12	R8.3
23	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	三重県私立高校生等奨学給付金	<p>①物価高騰による保護者の経済的な負担軽減を図るため、私立学校に通う奨学給付金の補助対象者に対して、学用品費等にかかる物価上昇分を上乗せする。</p> <p>②扶助費</p> <p>③令和7年度交付事業 9カ月分(期間率3/4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生業扶助世帯 52,600円×1.1%×3/4≒500円 500円×38人=19,000円 ・非課税世帯(高校等:全日制・定時制) 152,000円×1.1%×3/4≒1,300円 1,300円×935人=1,215,500円 ・非課税世帯(高校等:通信制) 52,100円×1.1%×3/4≒500円 500円×244人=122,000円 ・非課税世帯(高校等専攻科) 52,100円×1.1%×3/4≒500円 500円×5人=2,500円 ・年収約270万円以上～約380万円未満世帯(高校等専攻科) 10,420円×1.1%×3/4≒100円 100円×10人=1,000円 ・多子世帯かつ約380万円以上～約600万円未満の世帯(高校等専攻科) 10,420円×1.1%×3/4≒100円 100円×10人=1,000円 <p>④私立学校に通う高校生等奨学給付金の補助対象者</p>	R7.12	R8.3
24	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業経営近代化資金融通事業(R8年度分:資材価格等高騰対策枠)	<p>【細事業名:農業経営近代化資金融通事業費】</p> <p>①物価高騰の影響を受ける農業者等を支援するため、農業経営近代化資金の融資枠を拡大し、経営改善に必要な施設資金等の調達を円滑化を図る。</p> <p>②利子補給及び保証料補助 58,357千円 [R8～R12年度末までの必要額(R8～R12負担分の基金造成)]</p> <p>③利子補給承認計画・保証計画:10億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給補助 42,411千円 平均融資残高(R8～R12)×利子補給率(1.25%) 3,392,857千円×1.25%=42,411千円 ・保証料補助 15,946千円 平均融資残高(R8～R12)×保証料率(0.47%) 3,392,857千円×0.47%=15,946千円 <p>※基金造成の要件であるR12年度末までの負担分と想定して積算</p> <p>④融資機関、農業信用基金協会</p>	R7.12	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
25	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業近代化資金融通事業 (R8年度分:資材価格等高騰対策枠)	(漁業近代化資金融通事業費) ①燃油、配合飼料及び資材等の価格高騰により経営に影響を受けた漁業者を支援するため、漁業近代化資金の融資枠を拡大し、利子補給及び保証料補助を行う。 ②利子補給及び保証料補助 ③ア) 利子補給補給金 7,780千円 ・R8年度利子補給承認計画 2億円 ・利子補給率 1.25% ・積算根拠 平均融資残高(R8~R12)622,400千円×1.25%=7,780千円 イ) 保証料補助金 2,925千円 ・R8年度保証計画 2億円 ・保証料率 0.47% ・積算根拠 平均融資残高(R8~R12)622,340千円×0.47%=2,925千円 ④融資機関、漁業信用基金協会	R7.12	R8.3
26	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	水産業エネルギー価格高騰対策支援事業(R6国補正分)	①電力料金高騰等の影響を受けた漁業協同組合が行う製氷冷凍事業等について、電力料金の一部を支援することで、当該施設等を利用する組合員の負担を軽減し、漁業経営の安定化を図る。 ②漁協において、氷を生産又は保管し、組合員等に販売する施設及び組合員から寄託を受けた水産物等を冷凍し、又は冷蔵して保管する施設等において使用した電力使用量の対象期間のうち任意の6か月分の合算値に0.86円/kWhを乗算した支援金 ③対象見込電力量 2,908,212kWh × 支援単価0.86円/kWh ÷ 2,501千円 ④対象者: 三重県内に住所若しくは事業所を有する沿海地区漁業協同組合 対象施設: 製氷機、冷凍・冷蔵庫等水産物の鮮度保持に係る施設等	R7.12	R8.3
27	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	配合飼料価格高騰対策緊急支援事業(R6国補正分)	①配合飼料価格の高騰により、経営が逼迫している魚類養殖業者の負担軽減を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業(配合飼料)に加入している魚類養殖業者の負担金の一部を助成することで、経営の安定を図ることができる。 ②負担金、補助及び交付金421,944千円、旅費28千円、需用費20千円、通信運搬費13千円、使用料及び賃借料15千円 ③助成金: 421,944千円 R6第4四半期 積立金取崩額169,450,264円 × 1/2 = 84,725,132円 R7第1四半期 積立金取崩額151,104,788円 × 1/2 = 75,552,394円 R7第2四半期 補てん単価64,845円/t × 使用量7,755t × 1/4 = 125,718,244円 R7第3四半期 補てん単価64,845円/t × 使用量8,386t × 1/4 = 135,947,543円 事務費: 76千円 ④漁業経営セーフティーネット構築事業(配合飼料)に加入している魚類養殖業者	R7.12	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
28	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	飼料価格高騰緊急対策事業(R6国補正分)	<p>①飼料の価格高騰が長期化し農家負担額が大幅に増加しているため、県内の畜産農家に対し飼料費の一部を支援し、畜産経営の維持・安定を図る。</p> <p>②県内畜産農家が購入する飼料費への補助 (購入対象期間: R6.第4四半期~R7.第3四半期)</p> <p>③: 125,896千円(国10/10)</p> <p>令和6年度第4四半期 配合飼料: 1,160円/t × 83,479t = 96,836千円 単味飼料: 960円/t × 4,043t = 3,882千円 粗飼料: 2,670円/t × 5,769t = 15,404千円</p> <p>令和7年度第1四半期 配合飼料: 0円/t × 84,839t = 0千円 単味飼料: 0円/t × 3,700t = 0千円 粗飼料: 460円/t × 5,325t = 2,450千円</p> <p>令和7年度第2四半期 配合飼料: 0円/t × 82,040t = 0千円 単味飼料: 0円/t × 4,229t = 0千円 粗飼料: 640円/t × 5,643t = 3,612千円</p> <p>令和7年度第3四半期 配合飼料: 0円/t × 90,639t = 0千円 単味飼料: 0円/t × 4,404t = 0千円 粗飼料: 0円/t × 5,911t = 0千円</p> <p>推進事務費 3,712千円 1事業体あたり9,280円 × 400事業体 = 3,712千円</p> <p>④畜産農家</p>	R7.12	R8.3
29	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	農山漁村スポットワーク推進事業(R6国補正分)	<p>①農林水産事業者や自然体験事業者などが直面する人件費高騰や人手不足の課題に対して、スポットワークのマッチングサイトを活用した労働力の確保を支援することで、農林水産業における労働力の確保につなげます。</p> <p>②スポットワーク活用セミナーと相談会の開催【775千円】、スポットワークのマッチングサイトを活用する際の手数料の支援【4,500千円】、スポットワーカー受け入れのための宿泊施設等の整備支援【1,525千円】</p> <p>③・スポットワーク活用セミナーと相談会の開催 報償費440千円+旅費272千円+使用料59千円+食糧費4千円=775千円 ・スポットワークのマッチングサイトを活用する際の手数料の支援 300千円 × 15事業者 = 4,500千円 ・スポットワーカー受け入れのための宿泊施設等の整備支援 300千円 × 5事業者 = 1,500千円 現場確認・打ち合わせ 旅費14千円+使用料11千円=25千円</p> <p>④農林水産事業者や自然体験事業者</p>	R8.2	R8.3
30	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	高校生等教育費負担軽減事業	<p>①本事業は物価高等対策対応事業であり、物価高騰の負担感が大きい高等学校における生活保護世帯、非課税世帯、専攻科における非課税世帯、非課税に準ずる世帯、多子世帯の保護者の負担軽減を図るため、高校生等奨学給付金を充実させ、学用品費等の物価高騰相当分を上乗せして支給する。</p> <p>②扶助費</p> <p>③ (高等学校等) 生活保護世帯 32,300円 × 1.1% × 9/12ヶ月 ÷ 300円 ⇒ 300円 × 173人 = 51,900円 非課税世帯 143,700円 × 1.1% × 9/12ヶ月 ÷ 1,200円 ⇒ 1,200円 × 2,895人 = 3,474,000円 通信制非課税世帯 50,500円 × 1.1% × 9/12ヶ月 ÷ 500円 ⇒ 500円 × 76人 = 38,000円 (専攻科) 非課税世帯 50,500円 × 1.1% × 9/12ヶ月 ÷ 500円 ⇒ 500円 × 14人 = 7,000円 低中所得世帯 10,100円 × 1.1% × 9/12ヶ月 ÷ 100円 ⇒ 100円 × 11人 = 1,100円 多子世帯 10,100円 × 1.1% × 9/12ヶ月 ÷ 100円 ⇒ 100円 × 6人 = 600円 (合計)3,175人 3,573千円</p> <p>④国公立学校に通う高校生等奨学給付金の給付対象者</p>	R7.7	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
31	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費支援補助金(R6国補正分)	<p>①食材価格高騰に対応する事業として、給食費の一部を公費負担とすることで、保護者等の負担を増やすことなく、給食提供の質を維持する。</p> <p>②負担金、補助及び交付金</p> <p>③ 期間:6月～9月(8月除く、3ヶ月間) (特別支援学校) 10円×49回×277人= 135,730円 (定時制高校) 10円×49回×182人= 89,180円 計: 224,910円 期間:10月～3月(6ヶ月間) (特別支援学校) 49円×102回×1,752人= 8,756,496円 (特支・寄宿舎) 49円×204回×12人= 119,952円 (定時制高校) 49円×102回×182人= 909,636円 (県立中学校) 49円×102回×12人= 59,976円 計:9,846,060円 合計:10,071千円</p> <p>④各学校給食会計管理者(特支15校、定時制8校、中学校1校) ※教職員の給食費は含まない。</p>	R7.6	R8.3
32	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス料金高騰対策支援事業(R6国補正分)	<p>(LPガス料金高騰対策支援事業費)</p> <p>①LPガスの料金高騰によって、生活等に影響が生じている一般消費者等に対して、販売事業者を通じて、高騰分の一部を支援する。</p> <p>②委託料:92,433千円 補助金:500,000千円</p> <p>③●販売事業者への助成金 50万世帯・者×300円(助成額:1/2相当額)×3か月=450,000千円 ●販売事業者への取扱事務費 50万世帯・者×@100円=50,000千円 ●事務局費 92,433千円</p> <p>④・液化石油ガスを燃料として生活の用に供する一般消費者 ・液化石油ガスを暖房若しくは冷房又は飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者 ・液化石油ガスを蒸気の発生又は水温の上昇のための燃料としてサービス業の用に供する者</p>	R7.7	R8.3
33	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	特別高圧電力料金高騰対策支援事業(R6国補正分)	<p>(特別高圧電力料金高騰対策支援事業費)</p> <p>①エネルギー価格高騰の影響を受ける県内中小企業者等の負担を緩和するため、特別高圧電力の使用量に応じた額を支援する。</p> <p>②委託料:2,220千円 補助金:22,200千円</p> <p>③●特別高圧を受電する中小企業者等 支援額:1,000,000kWh×1円/kWh×3か月×7社=21,000千円 ●特別高圧を受電する商業施設等に入居する中小企業者等 5,000kWh×1円/kWh×3か月×80社=1,200千円 ●事務局費:22,200千円×0.1=2,220千円</p> <p>④・特別高圧を受電する中小企業・小規模企業 ・特別高圧を受電する商業施設等に入居する中小企業・小規模企業</p>	R7.7	R8.3
34	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	工業用LPガス料金高騰対策支援事業(R6国補正分)	<p>(工業用LPガス料金高騰対策支援事業費)</p> <p>①エネルギー価格高騰の影響を受ける県内中小企業者等に対し、工業用LPガスの利用量に応じた額の支援を行う。</p> <p>②委託料:2,520千円 補助金:25,200千円</p> <p>③●支援金:7,000kg×3円/kg×3か月×400社=25,200千円 ●事務局費:25,200千円×0.1=2,520千円</p> <p>④工業用LPを使用する中小事業者・小規模事業者</p>	R7.7	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
35	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者燃料価格高騰等対策支援事業(R7国予備費分)	(交通事業者燃料価格高騰等対策支援事業費) ①エネルギー価格高騰に直面している交通事業者に対し、燃料価格高騰、安定的な運行、デジタル化等、利用促進に向けた取組にかかる費用を支援することにより、地域公共交通の安定的な運行体制の確保を図る。 ②負担金、補助及び交付金 ③合計839,842千円 <燃料価格高騰への支援> 59,934千円 軽油8.35円/l×8,326,024L×1/2=34,761千円、重油7.6円/l×2,099,250L×1/2=7,977千円、電気0.45円/kh×14,247,629kwh×1/2=3,206千円、タクシー1台22,500円×622台=13,990千円 ・動力使用量に係る燃料等価格の高騰分を支援 <安定的な運行への支援> 728,808千円 6,229千円×13事業者×9か月分=728,808千円 ・利用者の減少率等を乗じた運行費を支援 <デジタル化、システム化、グリーン化の取組への支援> 46,000千円 5,069千円×9事業者=46,000千円 ・公共交通のデジタル化等の取組を支援 <利用促進のための取組への支援> 5,100千円 1,017千円×5事業者=5,100千円 ・利用促進のための割引企画、PR等に要する費用を支援 ④交通事業者	R7.4	R8.3
36	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	学校施設管理事業(光熱費高騰分)(R6国補正分)	①光熱費高騰に対応し、安定した教育施設運営を確保するため、直接住民の用に供する施設(県立学校)における光熱費の高騰相当分に充てる。 ②県立学校の光熱費高騰相当分に係る経費 ③(年間使用見込み)×(価格高騰分) 【電気(高圧低圧)】計70,434千円 [高等学校]17,459,221.3kWh×3.38円/kWh=59,012千円 [特別支援学校]3,330,765kWh×3.38円/kWh=11,258千円 [夜間中学校]48,388kWh×3.38円/kWh=164千円 【都市ガス】計19,488千円 [高等学校]294,691.5m3×34.72円/m3=10,232千円 [特別支援学校]25,579.2m3×34.72円/m3=8,881千円 [夜間中学校]10,801m3×34.72円/m3=375千円 【LPガス】計25,040千円 [高等学校]113,060.3m3×1454.9円/10m3=16,449千円 [特別支援学校]59,051.6m3×1454.9円/10m3=8,591千円 [夜間中学校]0×1454.9円/10m3=0千円 ④県立学校(高校57校、特支18校、中学校1校)	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
37	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策支援事業(R7国補正・県12補分)	<p>①物価高騰の影響を受け、診療報酬や国により負担限度額が定められることなどにより、料金への価格転嫁ができない医療機関等に対して、食材費や電気料金等の高騰分の影響を緩和するため、病院、診療所(医科・歯科)、助産所、施術所に対し光熱費高騰分の一部を支援する。</p> <p>②支援金、事務費及び委託料</p> <p>③</p> <p>(1)電気代・ガス代支援:404,269千円 ・病院及び有床診療所(公立を除く)基準単価:34,800円(@3,872円/月×9か月)1床あたり $34,800円 \times 15,588床(病院75、有床診57) \times 1/2 = 271,231,200円$ ・無床診療所(公立を除く)基準単価:124,700円(@13,860円/月×9か月)1施設あたり $124,700円 \times 1,887施設(医科1,113、歯科774) \times 1/2 = 117,654,450円$ ・助産所 基準単価:78,100円(@8,675円/月×9か月)1施設あたり $78,100円 \times 59施設 \times 1/2 = 2,303,950円$ ・施術所 基準単価:39,100円(@4,342円/月×9か月)1施設あたり $39,100円 \times 669施設(柔整351、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう318) \times 1/2 = 13,078,950円$</p> <p>(2)食材費支援:498,816千円 ・病院及び有床診療所(公立を除く)基準単価:32,000円(@3,559円/月×9か月)1床あたり $32,000円 \times 15,588床 = 498,816,000円$</p> <p>(3)訪問診療等の燃料費支援:2,558千円 ・(医科)390施設、(歯科)132施設 基準単価:9,800円(@1,093円/月×9か月) $9,800円 \times 522施設 \times 1/2 = 2,557,800円$</p> <p>(4)事務費:91千円(印刷製本費91千円) (5)委託料:17,500千円</p> <p>④医療機関等(公立病院、公立診療所を除く)</p>	R7.4	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
38	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援事業(R7国補正・県12補分)	<p>①物価高騰の影響を受け、介護報酬や国により負担限度額が定められることなどにより、料金への価格転嫁ができない介護サービス事業所・施設に対して、食材費や電気料金等の高騰分の影響を緩和するため、光熱費等の高騰分の一部を支援する。</p> <p>②支援金(食材費や電気・ガス・ガソリン料金等の高騰分の一部補助)、事務費及び委託料</p> <p>③支援対象施設:3,644施設</p> <p>(1)電気代支援:116,539千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所系施設:定員1人あたりの基準単価 450円/月×9か月=4,050円/人 29,968人(814施設)×4,050円×1/2=60,685,200円 ・通所系施設:定員1人あたりの基準単価 270円/月×9か月=2,430円/人 24,544人(1,050施設)×2,430円×1/2=29,820,960円 ・訪問系施設:1施設あたりの基準単価 3,250円/月×9か月=29,250円/施設 1,780施設×29,250円×1/2=26,032,500円 <p>(2)ガス代支援:21,155千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所系施設:基準単価 77円/月・人×9か月=693円/人 693円×29,968人(814施設)×1/2=10,383,912円 ・通所系施設:基準単価 54円/月・人×9か月=486円/人 486円×24,544人(1,050施設)×1/2=5,964,192円 ・訪問系施設:基準単価600円/月・施設×9か月=5,400円/施設 5,400円×1,780施設×1/2=4,806,000円 <p>(3)食材費支援:993,982千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所系施設:定員1人あたりの基準単価 5,790円/人×9か月=52,110円/人 29,968人(814施設)×52,110円×1/2=780,816,240円 ・通所系施設:定員1人あたりの基準単価 1,930円/人×9か月=17,370円/人 24,544人(1,050施設)×17,370円×1/2=213,164,640円 <p>(4)ガソリン代支援:42,258千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所系施設:車1台あたりの基準単価 330円/月×9か月=2,970円/台 814台(814施設)×2,970円×1/2=1,208,790円 ・通所系施設:車1台あたりの基準単価 830円/月×9か月=7,470円/台 6,882台(1,050施設)×7,470円×1/2=25,704,270円 ・訪問系施設:車1台あたりの基準単価 330円/月×9か月=2,970円/台 10,332台(1,780施設)×2,970円×1/2=15,343,020円 <p>(5)事務費:97千円 (6)委託料:18,279千円</p> <p>④県内の高齢者福祉施設等</p>	R7.4	R8.4以降
39	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	歯科技工士確保対策・資質向上事業(R7国補正・県12補分)	<p>①物価高騰の影響を受ける中、歯科技工所の収益である技工料は、歯科診療所から保険診療による歯科技工物の委託であり、価格転嫁ができない。このことから、歯科技工所に対して、電気料金等の高騰分の影響を緩和するため、電気・ガス料金等の高騰分の一部を支援する。</p> <p>②支援金、事務費、委託料</p> <p>③(1)電気代・ガス代支援:5,142千円 基準単価:39,100円(@4,342円/月×9か月)1施設あたり 39,100円×263施設×1/2=5,141,650円</p> <p>(2)事務費:38千円(印刷製本費9千円、通信運搬費29千円)</p> <p>(3)委託料:2,284千円</p> <p>④県内の歯科技工所</p>	R7.4	R8.4以降
40	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	薬局物価高騰支援事業(R7国補正・県12補分)	<p>①物価高騰の影響を受け、医薬品等の小売り等の一部の収益を除き、大部分が調剤報酬(公定価格)によるものであり、患者への価格転嫁ができない保険薬局に対し、電気料金等の高騰分の影響を緩和するため、光熱費等高騰分の一部を支援する。</p> <p>②支援金、事務費及び委託料</p> <p>③(1)薬局(保険薬局)に対し、光熱費高騰分(電気及びガス等)の一部を支援:54,058千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象施設:薬局(保険薬局)867施設 ・基準単価:124,700円/施設(@13,860円/月×9ヶ月) 124,700円×867薬局×1/2=54,057,450円 <p>(2)在宅患者への薬学的管理や指導にかかる燃料費高騰分の一部を支援:2,063千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象施設…421施設 ・基準単価…9,800円/施設(@1,094円/月×9ヶ月) 9,800円×421施設×1/2=2,062,900円 <p>(3)事務費:124千円 (4)委託料:8,750千円</p> <p>④(1)薬局(保険薬局):867施設 (2)薬局(在宅薬学総合体制加算の届出保険薬局):421施設</p>	R7.4	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
41	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	農山漁村スポットワーク推進事業 (R7国補正分)	①農林水産事業者や自然体験事業者などが直面する人件費高騰や人手不足の課題に対して、スポットワークのマッチングサイトを活用した労働力の確保を支援することで、農林水産業における労働力の確保につなげます。 ②スポットワーク活用セミナーと相談会の開催【775千円】、スポットワークのマッチングサイトを活用する際の手数料の支援【4,500千円】、スポットワーカー受け入れのための宿泊施設等の整備支援【1,525千円】 ③・スポットワーク活用セミナーと相談会の開催 報償費440千円+旅費272千円+使用料59千円+食糧費4千円=775千円 ・スポットワークのマッチングサイトを活用する際の手数料の支援 300千円×15事業者=4,500千円 ・スポットワーカー受け入れのための宿泊施設等の整備支援 300千円×5事業者=1,500千円 現場確認・打ち合わせ 旅費14千円+使用料11千円=25千円 ④農林水産事業者や自然体験事業者	R8.2	R8.4以降
42	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	県産品の原材料価格高騰対策支援事業	①伝統産業の存続と発展を図ることを目的に、県内の伝統産業事業者が原材料の価格高騰等の影響を克服できるよう、需要拡大に係る取組を支援する。 ②補助金:10,000千円 ③1,000千円×10社 ④国指定伝統的工芸品の指定組合等、国指定伝統的工芸品の製造事業者、県指定伝統工芸品の指定事業者	R7.12	R8.4以降
43	④消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス料金高騰対策支援事業 (R7国補正・県12補分)	①LPガスの料金高騰によって、生活等に影響が生じている一般消費者に対して、販売事業者を通じて、高騰分の一部を支援する。 ②委託料:92,433千円 補助金:500,000千円 ③●販売事業者への助成金 50万世帯・者×300円(助成額:1/2相当額)×3か月=450,000千円 ●販売事業者への取扱事務費 50万世帯・者×100円=50,000千円 ●事務局事務費 92,433千円 ④・液化石油ガスを燃料として生活の用に供する一般消費者 ・液化石油ガスを暖房若しくは冷房又は飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者 ・液化石油ガスを蒸気の発生又は水温の上昇のための燃料としてサービス業の用に供する者	R8.1	R8.4以降
44	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	特別高圧電力料金高騰対策支援事業 (R7国補正・県12補分)	①エネルギー価格高騰の影響を受ける県内中小企業者等の負担を緩和するため、特別高圧電力の使用量に応じた額を支援する。 ②委託料:2,175千円 補助金:21,750千円 ③●特別高圧を受電する中小企業者等 支援額:1,000,000kWh×1円/kWh×3か月×7社=21,000千円 ●特別高圧を受電する商業施設等に入居する中小企業者等 5,000kWh×1円/kWh×3か月×50社=750千円 ●事務局費:21,750千円×0.1=2,175千円 ④・特別高圧を受電する中小企業・小規模企業 ・特別高圧を受電する商業施設等に入居する中小企業・小規模企業	R8.1	R8.4以降
45	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	工業用LPガス料金高騰対策支援事業 (R7国補正・県12補分)	①エネルギー価格高騰の影響を受ける県内中小企業者等に対し、工業用LPガスの利用量に応じた額の支援を行う。 ②委託料:1,890千円 補助金:18,900千円 ③●支援金:7,000kg×3円/kg×3か月×300社=18,900千円 ●事務局費:18,900千円×0.1=1,890千円 ④工業用LPを使用する中小事業者・小規模事業者	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
46	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援事業	①中小企業・小規模企業等の生産性向上を促進し、賃上げ等につなげるため、エネルギー価格等高騰対応や人手不足の影響を緩和するための施設・設備の省エネルギー化・効率化や完全事業消費用再生可能エネルギー機器の導入などの経営向上の取組を支援する。 ②補助金、事務費 ③・補助金(直接費):300,000千円(補助率1/2、2,000千円×50者+1,000千円×200者) ・その他事務費:19,751千円(執行団体事務費(補助金)) ※執行団体事務費内訳: 人件費17,989千円、旅費612千円、消耗品費200千円、 通信運搬費815千円、印刷製本費25千円、使用料110千円 合計 319,751千円 ④中小企業・小規模企業等	R8.1	R8.4以降
47	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	生活交通活性化促進事業	①物価高騰の影響を受けているバス事業者が、地域に不可欠な交通手段の確保をするために必要なバス運転士の確保に向け、女性や若者向けのバス運転士体験会の開催や、都市部でのバス運転士専門の就職イベントに出展し、県内のバス運行体制の確保を図る。 ②旅費、委託料、使用料及び賃借料 ③バス運転士体験会(PR含む) 2,500千円×2回=5,000千円 <委託料> 運転士募集イベントへの参加 5,218千円【東京会場2回、大阪会場2回、名古屋会場2回】 <使用料及び賃借料、旅費> ④交通事業者	R8.2	R8.4以降
48	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者燃料価格高騰等対策支援事業(R7国補正分)	(交通事業者燃料価格高騰等対策支援事業費) ①エネルギー価格高騰に直面している交通事業者に対し、燃料価格高騰を支援することにより、地域公共交通の安定的な運行体制の確保を図る。 ②負担金、補助及び交付金 ③合計74,275千円 軽油12.15円/l×7,400,910L×1/2=44,961千円、重油15.44円/l×2,099,250L×1/2=16,206千円、電気1.84円/kh×14,247,629kwh×1/2=13,108千円 ・動力使用量に係る燃料等価格の高騰分を支援 ④交通事業者	R7.4	R8.4以降
49	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援事業(R7国補正分)	(貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援事業費) ①燃料価格の上昇が運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、県内で貨物自動車運送事業を営む事業者に対し支援金を支給することで、経営的な支援を行う。 ②貨物自動車運送事業者に対する支援金、事務補助 ③普通車・特種車 13,000円/台×20,466台=266,058千円 小型車・軽自動車 3,000円/台×2,032台=6,096千円 相談窓口・受付・審査・支払事務補助 9,987千円 ④貨物自動車運送事業者・貨物軽自動車運送事業者(県内に事業所を置く中小企業者・小規模事業者)	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
50	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策支援事業(R7国補正・県2補分)	<p>① 物価高騰の影響を受け、診療報酬や国により負担限度額が定められることなどにより、料金への価格転嫁ができない医療機関等に対して、診療に要する経費や電気料金等の高騰分の影響を緩和するため、病院、診療所(医科・歯科)、助産所、施術所に対し光熱費高騰分の一部を支援する。</p> <p>②支援金、事務費</p> <p>③</p> <p>(1)電気代・ガス代支援:748,793千円 ・病院及び有床診療所(公立を除く)基準単価:64,500円(@7,162円/月×9か月)1床あたり $64,500円 \times 15,588床(病院75、有床診57) \times 1/2 = 502,713,000円$ ・無床診療所(公立を除く)基準単価:230,700円(@25,633円/月×9か月)1施設あたり $230,700円 \times 1,887施設(医科1,113、歯科774) \times 1/2 = 217,665,000円$ ・助産所 基準単価:144,500円(@16,050円/月×9か月)1施設あたり $144,500円 \times 59施設 \times 1/2 = 4,263,000円$ ・施術所 基準単価:72,200円(@8,025円/月×9か月)1施設あたり $72,200円 \times 669施設(柔整351、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう318) \times 1/2 = 24,151,000円$</p> <p>(2)診療に要する経費の支援 782,732千円 ・病院 9,000円×14,885床=133,965,000円 ・有床診療所(基礎額) 311,000円×57施設=17,727,000円 ・有床診療所(加算額) 9,000円×703床=6,327,000円 ・無床診療所 311,000円×1,887施設=586,857,000円 ・助産所 52,000円×728施設=37,856,000円</p> <p>(3)訪問診療等の燃料費支援:5,142千円 ・(医科)390施設、(歯科)132施設 基準単価:19,700円(@2,468円/月×8か月) $19,700円 \times 522施設 \times 1/2 = 5,142,000円$</p> <p>(4)事務費:73千円(印刷製本費73千円)</p> <p>④医療機関等(公立病院、公立診療所を除く)</p>	R7.4	R8.4以降
51	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援事業(R7国補正・県2補分)	<p>①物価高騰の影響を受け、介護報酬や国により負担限度額が定められることなどにより、料金への価格転嫁ができない介護サービス事業所・施設に対して、食材費や電気料金等の高騰分の影響を緩和するため、光熱費等の高騰分の一部を支援する。</p> <p>②支援金(食材費や電気・ガス・ガソリン料金等の高騰分の一部補助)、事務費</p> <p>③支援対象施設:3,644施設</p> <p>(1)電気代支援:338,838千円 ・入所系施設:定員1人あたりの基準単価 1,300円/月×9か月=11,700円/人 $29,968人(814施設) \times 11,700円 \times 1/2 = 175,313,000円$ ・通所系施設:定員1人あたりの基準単価 790円/月×9か月=7,110円/人 $24,544人(1,050施設) \times 7,110円 \times 1/2 = 87,254,000円$ ・訪問系施設:1施設あたりの基準単価 9,522円/月×9か月=85,698円/施設 $1,780施設 \times 85,698円 \times 1/2 = 76,271,000円$</p> <p>(2)ガス代支援:74,600千円 ・入所系施設:基準単価 272円/月・人×9か月=2,448円/人 $2,448円 \times 29,968人(814施設) \times 1/2 = 36,681,000円$ ・通所系施設:基準単価 190円/月・人×9か月=1,710円/人 $1,710円 \times 24,544人(1,050施設) \times 1/2 = 20,985,000円$ ・訪問系施設:基準単価2,114円/月・施設×9か月=19,026円/施設 $19,026円 \times 1,780施設 \times 1/2 = 16,934,000円$</p> <p>(3)食材費支援:255,030千円 ・入所系施設: $5,987人(269施設) \times 18,000円 = 107,766,000円$ ・通所系施設: $24,544人(1,050施設) \times 6,000円 = 147,264,000円$</p> <p>(4)ガソリン代支援:83,639千円 ・入所系施設:車1台あたりの基準単価 730円/月×8か月=5,840円/台 $814台(814施設) \times 5,840円 \times 1/2 = 2,377,000円$ ・通所系施設:車1台あたりの基準単価 1,856円/月×8か月=14,848円/台 $6,882台(1,050施設) \times 14,848円 \times 1/2 = 51,092,000円$ ・訪問系施設:車1台あたりの基準単価 730円/月×8か月=5,840円/台 $10,332台(1,780施設) \times 5,840円 \times 1/2 = 30,170,000円$</p> <p>(5)事務費:77千円</p> <p>④県内の高齢者福祉施設等</p>	R7.4	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
52	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	看護師等養成所における物価高騰対策支援事業(R7国補正・県2補分)	①物価高騰による学生の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図るため、看護師等養成所における電気料金・ガス料金の価格上昇分を看護師等養成所の設置者に対して補助する。 ②負担金、補助及び交付金 ③電気料金 141円×1,425人(12施設)×9か月 ガス料金 98円×1,265人(11施設)×9か月 計2,925千円 ④県内の看護師等養成所(公立の看護師等養成所を除く。)	R7.4	R8.4以降
53	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	歯科技工士確保対策・資質向上事業(R7国補正・県2補分)	①物価高騰の影響を受ける中、歯科技工所の収益である技工料は、歯科診療所から保険診療による歯科技工物の委託であり、価格転嫁ができない。このことから、歯科技工所に対して、電気料金等の高騰分の影響を緩和するため、電気・ガス料金や診療に要する経費の一部を支援する。 ②支援金、事務費 ③(1)電気代・ガス代支援:9,495千円 基準単価:72,200円(@8,025円/月×9か月)1施設あたり 72,200円×263施設×1/2=9,495,000円 (2)診療等に必要経費 13,676千円(52,000円×263施設=13,676,000) (3)事務費:7千円(印刷製本費7千円) ④県内の歯科技工所	R7.4	R8.4以降
54	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	薬局物価高騰支援事業(R7国補正・県2補分)	①物価高騰の影響を受け、医薬品等の小売り等の一部の収益を除き、大部分が調剤報酬(公定価格)によるものであり、患者への価格転嫁ができない保険薬局に対し、光熱費等高騰分や調剤に必要な経費等の一部を支援する。 ②支援金、事務費 ③(1)薬局(保険薬局)に対し、光熱費高騰分(電気及びガス等)の一部を支援:100,009千円 ・支援対象施設:薬局(保険薬局)867施設 ・基準単価:230,700円/施設(@25,633円/月×9ヶ月) 230,700円×867薬局×1/2=100,009,000円 (2)在宅患者への薬学的管理や指導にかかる燃料費高騰分の一部を支援:4,147千円 ・支援対象施設…421施設 ・基準単価…19,700円/施設(@2,468円/月×8ヶ月) 19,700円×421施設×1/2=4,147,000円 (3)調剤に必要な経費等 135,252千円(156千円×867施設=135,252,000円) (3)事務費:20千円(印刷製本費20千円) ④(1)薬局(保険薬局):867施設 (2)薬局(在宅薬学総合体制加算の届出保険薬局):421施設	R7.4	R8.4以降
55	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	普通公衆浴場に対する支援	①物価統制令に基づく入浴料金の統制により価格転換が容易でなく物価高騰の影響が大きい普通公衆浴場に対し、燃料・光熱費の一部や施設・設備整備に係る費用の一部を支援する。 ②支援金 ③(1)普通公衆浴場に対し、光熱費高騰分(電気、重油)の一部を支援:4,446千円 ・支援対象施設:普通公衆浴場11施設 電気: 電気料金3.38円/kwh×電気使用料見込(R7.7~R8.3)62,773kwh×11施設=2,333,900円 重油: (重油のみ施設)重油料金23.04円/L×重油使用料見込(R7.7~R8.3)19.924L×4施設=1,836,196円 (一部重油施設)重油料金23.04円/L×重油使用料見込(R7.7~R8.3)19.924L×1/5(重油のみ施設の1/5の使用量)×3施設=275,430円 (2)普通公衆浴場が行う施設・設備の改修に対する補助:5,500千円 ・支援対象施設…11施設 ・500千円×11施設=5,500,000円 ④普通公衆浴場施設:11施設	R7.4	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
56	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	病院事業会計負担金	①人件費の上昇及び物価高騰に伴い、電気料金等の増加する影響を緩和するため、県立病院への繰出金(病院事業会計負担金)を増額する。 ②負担金 ③(1)電気、ガス、ガソリン、食材料費(こころ、一志、志摩):66,844千円 (2)業務委託(こころ、一志、志摩):32,301千円 ④病院事業会計で所管する県立病院:3施設	R7.4	R8.4以降
57	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	地方独立行政法人三重県立総合医療センター関係事業	①物価高騰の影響を受け、診療報酬や国により負担限度額が定められることなどにより、料金への価格転嫁ができない医療機関に対して、電気料金等の高騰分の影響を緩和するため、光熱費高騰分の一部を支援する。 ②負担金 ③39,503千円 ・電気:17,792千円(R7.4～R7.12(9か月)電気使用量5,263,891(kwh) × 単価3.38(円)=17,791,952 円) ・ガス:7,674千円(R7.4～R7.12(9か月)ガス使用量 221,025(m ³) × 単価34.72(円)=7,673,988 円) ・食材料費:14,037千円(R7.4～R7.12(9か月)食材料費 58,462,766(円) × 単価24.01(%)=14,036,910 円) ④地方独立行政法人三重県立総合医療センター	R7.4	R8.3
58	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者介護給付費負担金	①食材費やエネルギー価格が高騰する中、国等の公定価格により負担限度額が定められているなどの理由から、利用料金へ価格転嫁ができない社会福祉施設等に対して、食材費や電気料金等の高騰分の一部を物価高騰対応事業として支援する。 ②負担金、補助及び交付金 ③負補交: 【電気代】144,059千円 (1-1)1,300円(2.52円/kwh × 515kwh) × 4,956人 × 9月 × 0.5 ≒ 28,993千円 (1-2)1,300円(2.52円/kwh × 515kwh) × 376人 × 9月 × 1.0 ≒ 4,400千円 (2)790円(2.52円/kwh × 313kwh) × 17,896人 × 9月 × 0.5 ≒ 63,621千円 (3)9,530円(2.52円/kwh × 3,778kwh) × 1,097人 × 9月 × 0.5 ≒ 47,045千円 【ガス代】32,961千円 (1-1)280円(27.09円/m ³ × 10m ³) × 4,956人 × 9月 × 0.5 ≒ 6,245千円 (1-2)280円(27.09円/m ³ × 10m ³) × 376人 × 9月 × 1.0 ≒ 948千円 (2)190円(27.09円/m ³ × 7m ³) × 17,896人 × 9月 × 0.5 ≒ 15,302千円 (3)2,120円(27.09円/m ³ × 78m ³) × 1,097人 × 9月 × 0.5 ≒ 10,466千円 【食材料費】244,266千円 (1-1)4,650円 × 4,956人 × 9月 × 0.5 ≒ 103,705千円 (1-2)4,650円 × 376人 × 9月 × 1.0 ≒ 15,736千円 (2)1,550円 × 17,896人 × 9月 × 0.5 ≒ 124,825千円 【燃料費】38,782千円 (1-1)730円(17.95円/ℓ × 40.6ℓ) × 359台 × 8月 × 0.5 ≒ 1,049千円 (1-2)730円(17.95円/ℓ × 40.6ℓ) × 9台 × 8月 × 1.0 ≒ 53千円 (2)1,860円(17.95円/ℓ × 103.3ℓ) × 3,447台 × 8月 × 0.5 ≒ 25,646千円 (3)730円(17.95円/ℓ × 40.6ℓ) × 4,121台 × 8月 × 0.5 ≒ 12,034千円 【事務費】印刷製本費50千円 委託料20,739千円 ※(1-1)入所系施設(者)、(1-2)入所系施設(児)、(2)通所系施設、(3)訪問系施設 ④障害者支援施設等	R7.4	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
59	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育対策総合支援事業(R7国補正分)	①物価高騰による保護者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図るため、認可外保育施設における給食費(教職員分を除く)・電気料金・ガス料金・スクールバス等のガソリン代の価格上昇分を施設の設置者に対して物価高騰対応事業として補助する。 ②負担金、補助及び交付金 ③負補交: 【電気代】2.52(3.38-0.86)円/kwh × 70,493kwh × 9月 ≒ 1,599千円 【ガス代】27.09(34.72-7.63)円/m³ × 1,343m³ × 9月 ≒ 328千円 【食材費】704円(6,600円/月 × 10.67(24.01-13.34)%) × 261人 × 9月 ≒ 1,654千円 【燃料費】17.95(25.90-7.95)円/ℓ × 523ℓ × 8月 ≒ 76千円 ④認可外保育施設の設置者	R7.4	R8.3
60	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童入所施設措置事業(R7国補正分)	①食材費やエネルギー価格が高騰する中、国等の公定価格により負担限度額が定められているなどの理由から、利用料金へ価格転嫁ができない社会福祉施設等に対して、食材費や電気料金等の高騰分の一部を物価高騰対応事業として支援する。 ②負担金、補助及び交付金 ③負補交: 【電気代】8,179千円 (1)1,300円(2.52円/kwh × 515kwh) × 568人 × 9月 × 1.0 = 6,645,600円 (2)1,300円(2.52円/kwh × 515kwh) × 131人 × 9月 × 1.0 = 1,532,700円 【ガス代】1,762千円 (1)280円(27.09円/m³ × 10m³) × 568人 × 9月 × 1.0 = 1,431,360円 (2)280円(27.09円/m³ × 10m³) × 131人 × 9月 × 1.0 = 330,120円 【食材費】29,254千円 (1)4,650円 × 568人 × 9月 × 1.0 = 23,770,800円 (2)4,650円 × 131人 × 9月 × 1.0 = 5,482,350円 【燃料費】1,174千円 (1)730円(17.95円/ℓ × 40.6ℓ) × 93台 × 8月 × 1.0 = 543,120円 (2)730円(17.95円/ℓ × 40.6ℓ) × 108台 × 8月 × 1.0 = 630,720円 ※(1)児童入所施設、(2)里親家庭 ④児童入所施設等	R7.4	R8.4以降
61	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	生活保護適正化推進事業(R7国補正分)	①食材費やエネルギー価格が高騰する中、国等の公定価格により負担限度額が定められているなどの理由から、利用料金へ価格転嫁ができない社会福祉施設等に対して、食材費や電気料金等の高騰分の一部を物価高騰対応事業として支援する。 ②負担金、補助及び交付金 ③負補交: 【電気代】1,300円(2.52円/kwh × 515kwh) × 250名 × 9月 = 2,925千円 【ガス代】280円(27.09円/m³ × 10m³) × 250名 × 9月 = 630千円 【食材費】4,650円 × 250名 × 9月 ≒ 10,463千円 【燃料費】730円(17.95円/L × 40.6L) × 21台 × 8月 ≒ 123千円 ④救護施設	R7.4	R8.3
62	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立幼稚園教育関連事業費補助金(R7国補正分)	①物価高騰による保護者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図るため、私立幼稚園における給食費(教職員分を除く)・電気料金・ガス料金・スクールバス等のガソリン代の価格上昇分を私立幼稚園の設置者に対して物価高騰対応事業として補助する。 ②負担金、補助及び交付金 ③負補交: 【電気代】2.52(3.38-0.86)円/kwh × 216,278kwh × 9月 ≒ 4,906千円 【ガス代】27.09(34.72-7.63)円/m³ × 2,540m³ × 9月 ≒ 620千円 【食材費】534円(5,000円/月 × 10.67(24.01-13.34)%) × 2,596人 × 9月 ≒ 12,477千円 【燃料費】(ガソリン) 17.95(25.90-7.95)円/ℓ × 1,775ℓ × 8月 ≒ 255千円 (軽油) 12.15(20.50-8.35)円/ℓ × 14,203ℓ × 8月 ≒ 1,381千円 (合計) 255千円 + 1,381千円 = 1,636千円 ④私立幼稚園の設置者	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
63	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者介護給付費負担金(R7国補正分)	①物価上昇の厳しい環境の中でも、障害福祉サービスの提供に必要な設備、備品の整備を行うことにより必要なサービスを円滑に継続するための支援を行う。 ②負担金、補助及び交付金 ③負補交: 【設備・備品の購入費用補助】290,547千円 (1)6,000円(補助上限額)×5,332人≒31,992千円 (2)300,000円(補助上限額平均)×1,149事業所×33%(申請率)≒113,751千円 (3)400,000円(補助上限額平均)×1,097事業所×33%(申請率)≒144,804千円 【事務費】印刷製本費50千円 委託料20,739千円 ※(1)入所系施設、(2)通所系施設、(3)訪問系施設 ④障害者支援施設等	R7.4	R8.4以降
64	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	生活保護適正化推進事業(備品購入費支援)	①物価上昇の厳しい環境の中でも、救護施設において、必要なサービスを円滑に行う必要があり、また、大規模災害発生時は、施設への避難も想定されることから衛生用品や備蓄物資など必要な備品等の購入し、災害発生時に備える。 ②負担金、補助及び交付金 ③負補交: 【設備・備品の購入費用補助】1,500千円 ○ 6,000円(補助上限額)×250人≒1,500千円 ④救護施設	R7.4	R8.3
65	①食料品の物価高騰に対する特別加算	低所得者のひとり親生活応援事業	①物価高騰の影響を受けている低所得のひとり親世帯に対して、子ども一人あたり2万円相当のデジタル商品券等を支給することで、経済的支援を行う。 ②(委託料等)デジタル商品券等支給のための経費 ③デジタル商品券等支給17,000人×20,000円=340,000,000円 支給事務委託費165,000,000円 対象者抽出のためのシステム改修経費8,688,000円 ④県内の児童扶養手当受給者(約1万1千世帯)	R8.2	R8.4以降
66	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	生活困窮に直面する高齢者等支援事業	①物価高騰の影響を受けて県社会福祉協議会および県内29市町の社会福祉協議会等の生活困窮に関する窓口相談のあった高齢者(概ね65歳以上)を主たる対象に、当面の生活を支えるための一定期間分の食料等を提供する取組に加え、窓口を訪れずに生活困窮に直面する高齢者等を必要な支援につなげるきっかけづくりとして実施する相談会や交流機会の創出等の取組を支援する。 ②負担金、補助及び交付金 ③食糧支援10,000円×10,000人、生活用品支援5,000円×10,000人、配送料2,040円×10,000人等 ④県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
67	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	三重県私立学校物価高騰対策支援補助金(R7国補正分)	①原油価格・物価高騰による保護者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図るため、私立学校における給食費(教職員分を除く)、光熱費、スクールバスのガソリン代の価格上昇分を学校設置者に対して補助する。 ②負担金、補助金及び交付金 ③令和7年度交付事業 9カ月分(一部項目は夏季休業期間を除く。ガソリン代は、ガソリン税暫定税率の引き下げ・廃止の影響を考慮し、令和7年12月を除く。) ・学校給食(小・中・高・特支) $6,990円(月平均) \times 24.01\% \times 8(月) \times 966人(生徒数) = 12,970千円$ ・舎食費(高) $6,000円(実上昇額) \times 7(月・実上昇月数) \times 253人(生徒数) = 10,626千円$ ・電気料金(小・中・高・特支・外国人学校) $3.38円 \times 31,274kWh(月平均) \times 9(月) \times 20(法人) = 19,028千円$ ・電気料金(専修学校) $3.38円 \times 12,054kWh(月平均) \times 9(月) \times 15(法人) = 5,501千円$ ・ガス料金(小・中・高・特支・外国人学校) $34.72円 \times 1,838m^3(月平均) \times 9(月) \times 20(法人) = 11,487千円$ ・ガス料金(専修学校) $34.72円 \times 418m^3(月平均) \times 9(月) \times 15(法人) = 1,960千円$ ・スクールバスのガソリン代(軽油)(中・高・特支・外国人学校) $20.50円 \times 7,950L(月平均) \times 7(月) = 1,141千円$ ・スクールバスのガソリン代(ガソリン)(中・高・特支・外国人学校) $25.90円 \times 14,178L(月平均) \times 7(月) = 2,571千円$ 所要額65,284千円－既決予算額28,714千円＝36,570千円 ④私立学校(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、外国人学校)の設置者	R8.2	R8.3
68	④消費下支え等を通じた生活者支援	防犯カメラ設置事業補助金	①物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減を図るため、防犯カメラを設置する自治会等への補助事業を行う市町に対して支援を行う。 ②負担金、補助金及び交付金 ③(1)【事業実施中の市町(12市町)】27,758千円(所要見込額調査結果)×1/2＝13,879千円 (2)【事業未実施の市町(17市町)】1,000千円×1/2×17市町＝8,500千円 ④防犯カメラを設置する自治会等への補助事業を行う市町	R8.2	R8.4以降
69	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	電気自動車等の購入に係る県補助金事業	(電気自動車等の購入に係る県補助金事業費) ①化石燃料価格の高騰の影響をふまえ、電気自動車、プラグインハイブリッド車及び燃料電池自動車への購入補助を行っている市町に対し、県が上乗せ補助を行うことにより、自動車の燃料転換を促進するとともに温室効果ガスの削減を図る。 ②負担金、補助及び交付金 ③EV: 3,100千円 FCV: 5,400千円 PHEV: 1,250千円 ④電気自動車、プラグインハイブリッド車及び燃料電池自動車購入時の補助金事業を実施している市町	R8.3	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
70	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	飼料価格高騰緊急対策事業(R7国補正分)	①飼料の価格高騰が長期化し農家負担額が大幅に増加しているため、県内の畜産農家に対し飼料費の一部を支援し、畜産経営の維持・安定を図る。 ②県内畜産農家が購入する飼料費への補助 (購入対象期間: R7.第4四半期~R8.第3四半期) ③: 191,774千円(国10/10) 令和7年度第4四半期 配合飼料: 0円/t × 83,479t = 0千円 単味飼料: 0円/t × 4,043t = 0千円 粗飼料: 1,350円/t × 5,769t = 7,788千円 令和8年度第1四半期 配合飼料: 0円/t × 84,839t = 0千円 単味飼料: 0円/t × 3,700t = 0千円 粗飼料: 1,790円/t × 5,325t = 9,532千円 令和8年度第2四半期 配合飼料: 460円/t × 82,040t = 37,738千円 単味飼料: 260円/t × 4,229t = 1,099千円 粗飼料: 1,720円/t × 5,643t = 9,706千円 令和8年度第3四半期 配合飼料: 1,190円/t × 90,639t = 107,862千円 単味飼料: 990円/t × 4,404t = 4,360千円 粗飼料: 1,650円/t × 5,911t = 9,753千円 推進事務費 3,934千円 1事業体あたり11,240円 × 350事業体 = 3,934千円 ④畜産農家	R8.2	R8.4以降
71	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	配合飼料価格高騰対策緊急支援事業(R7国補正分)	①配合飼料価格の高騰により、経営が逼迫している魚類養殖業者の負担軽減を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業(配合飼料)に加入している魚類養殖業者の負担金の一部を助成することで、経営の安定を図ることができる。 ②負担金、補助及び交付金331,111千円 ③助成金: 331,111千円 R7第4四半期 積立金取崩額169,450,264円 × 1/2 = 84,725,132円 R8第1四半期 積立金取崩額151,104,788円 × 1/2 = 75,552,394円 R8第2四半期 積立金取崩額114,445,498円 × 1/2 = 57,222,749円 R8第3四半期 積立金取崩額227,220,194円 × 1/2 = 113,610,097円 ④漁業経営セーフティーネット構築事業(配合飼料)に加入している魚類養殖業者	R8.2	R8.4以降
72	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水産業エネルギー価格高騰対策支援事業(R7国補正分)	①電力料金高騰等の影響を受けた漁業協同組合が行う製氷冷凍事業等について、電力料金の一部を支援することで、当該施設等を利用する組合員の負担を軽減し、漁業経営の安定化を図る。 ②漁協において、氷を生産又は保管し、組合員等に販売する施設及び組合員から委託を受けた水産物等を冷凍し、又は冷蔵して保管する施設等において使用した電力使用量の対象期間のうち任意の6か月分の合算値に2.52円/kWhを乗算した支援金 ③対象見込電力量 2,908,212kWh × 支援単価2.52円/kWh ≒ 7,329千円 ④対象者: 三重県内に住所若しくは事業所を有する沿海地区漁業協同組合 対象施設: 製氷機、冷凍・冷蔵庫等水産物の鮮度保持に係る施設等	R8.2	R8.3
73	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰対応国内資源由来肥料転換モデル事業	①原料の大部分を輸入に依存し物価高騰の影響を受けやすい化学肥料に代わり、安価かつ安定的に調達可能な国内資源由来肥料や緑肥の活用技術の確立を支援し、肥料コストの低減につなげることを目的とする。本事業により、化学肥料に頼らないモデル体系が確立し、肥料コストの低減や環境と調和のとれた持続可能な農業の実現につなげる。 ②(1)国内資源由来肥料転換モデル支援事業(補助金) 660千円 (2)国内資源由来肥料転換推進整備事業(補助金) 14,000千円 (3)国内資源由来肥料転換推進事務費(県事務費) 500千円 ③(1)肥料効果実証 330千円 × 2か所 (2)機械導入 4,000千円 × 1/2(補助率) × 7か所 (3)旅費100千円、燃料費50千円、使用料及び賃借料50千円、通信運搬費100千円、印刷製本費200千円 ④交付対象者: (1)(2)農業者、農業者が組織する団体等 対象機械等: (1)栽培体系実証経費 (2)可変施肥機、施肥用ドローン、緑肥播種用ドローン、フレールモア等	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
74	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	茶園診断による化学肥料低減推進事業	①経営費に占める肥料費の割合が高い茶作において、茶園診断による適正施肥を推進し、茶の品質を維持向上を図りつつ化学肥料施用量を低減することで、資材価格の高騰の影響を受けにくい経営への転換を図る。 ②茶園診断による化学肥料低減推進事業 旅費55千円、消耗品費22千円、燃料費18千円、通信運搬費9千円、委託料5,152千円、使用料及び賃借料16千円 ③土壌サンプリング・分析 16地点×10回 = 2,752千円 適正施肥法作成 16地点 = 1,600千円 現地指導 8回 = 800千円 県事務費120千円 ④茶業者等	R8.2	R8.4以降
75	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	施設園芸・茶燃料価格高騰対策支援事業	①燃料価格の高止まりにより、国の特例(施設園芸セーフティネット構築事業の急騰特例措置)が発動されないことによる補填率の差額を支援する。 ②施設園芸・茶燃料価格高騰対策支事業 旅費48千円、消耗品費20千円、燃料費29千円、使用料及び賃借料13千円、負担金、補助及び交付金32,159千円 ③R7施設園芸等燃料価格高騰対策の交付見込額(補填率の差額(30%)) <施設園芸>A重油・灯油 11,375千円 LNG 4,984千円 <茶>A重油・灯油 15,052千円 LNG 638千円 ④野菜、果樹、花きの施設園芸を行う者および茶生産者	R8.2	R8.4以降
76	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	施設園芸栽培環境改善支援事業	①エネルギー価格高騰の影響を受けている施設園芸農家の経営体質の省エネ化を推進するため、内張りカーテンやヒートポンプ等の省エネ設備及び遮光・遮熱資材や細霧冷房等の高温対策設備の導入を支援する。 ②施設園芸栽培環境改善支援事業費 旅費62千円、消耗品費18千円、燃料費45千円、通信運搬費9千円、使用料及び賃借料16千円、負担金、補助及び交付金24,750千円 ③野菜、果樹、花きの施設園芸を行う農業者を対象に、設備導入費の1/2を補助する。 ヒートポンプ 810千円×5ヶ所 = 4,050千円(2,025千円) 遮光・遮熱シート 330千円×38ヶ所 = 12,540千円(6,270千円) 外気導入資材 386千円×15ヶ所 = 5,790千円(2,895千円) 細霧冷房 2,228千円×5ヶ所 = 11,140千円(5,570千円) 内張りカーテン他 940千円×17ヶ所 = 15,980千円(7,990千円) 推進事務費 150千円(150千円) ④施設園芸事業者	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
77	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	肉用牛生産基盤強化支援事業	<p>① 県内の肉用牛経営は、物価高騰の影響による牛肉消費の低迷や飼料費等の生産コストの高止まりのほか、肥育素牛価格の値上がりにより、厳しい経営環境にあることから、飼養頭数の削減等も危惧される。肉用牛経営の生産基盤の維持に向け、肥育素牛の県内供給体制を強化するため、繁殖雌牛(素牛)の導入に係る費用の一部を補助する。</p> <p>② 和牛繁殖雌牛導入支援費 13,300千円 推進事業 300千円 計13,600千円</p> <p>③ 繁殖用雌子牛 700千円/頭×38頭×1/2以内 = 13,300千円 事業実施主体の推進事務費一式 300千円</p> <p>④ 県内和牛繁殖農家</p>	R8.2	R8.4以降
78	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	食の輸出市場開拓支援事業	<p>①国際情勢が不透明さを増す中、エネルギー価格や原材料価格の高止まり、また賃上げや金利上昇によるコスト増加など厳しい経営環境にある県内食品事業者に対し、新たな輸出相手国の開拓を支援することにより、販路の多角化による収益力強化を図り、賃上げ環境を整備することを目的とする。</p> <p>②委託料:8,000千円</p> <p>③企画運営総括:4,000千円、食品輸出セミナーの開催:100千円、品目別個別相談会の開催:3,900千円</p> <p>④対象者:食品事業者</p>	R8.3	R8.4以降
79	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	県産酒米の価格高騰対策支援事業	<p>①酒米の価格高騰の影響を受けている県内清酒製造事業者に対して、清酒の製造のために使用する三重県産酒米の価格高騰分の一部を支援することで、三重の高品質な酒づくりを維持する。</p> <p>②補助金:56,398千円</p> <p>③【価格高騰分×購入量×1/2】※品種ごとに積算 (1)168(円/kg)×382,000(kg)×1/2=32,088,000(円) (2)187(円/kg)×260,000(kg)×1/2=24,310,000(円)</p> <p>④県内清酒製造事業者</p>	R8.3	R8.4以降
80	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	自動車関連中小企業等による国内販路開拓支援補助金事業	<p>①物価高騰が続く中、電動化やデジタル化等への対応が求められる自動車関連をはじめとする県内ものづくり中小企業の収益力の強化に向け、国内販路開拓に必要な経費の一部を補助することで、EV事業や新分野への進出等を支援する。</p> <p>②補助金:10,000千円</p> <p>③1,000千円×10者(補助率1/2)</p> <p>④自動車関連をはじめとする県内ものづくり中小企業</p>	R8.3	R8.4以降
81	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	成長産業分野におけるマッチング等支援事業	<p>①物価高騰が続く中、電動化やデジタル化等への対応が求められる自動車関連中小企業等の収益力の強化に向け、販路開拓や業態転換等の取組に対する支援として、ヘルスケア分野に加えて、建設機械や農業機械などの分野における新たな協業先とのマッチング等の伴走支援を行う。</p> <p>②委託料:9,000千円</p> <p>③コーディネーター一人件費3,364千円、同旅費971千円、展示商談会運営費用4,665千円</p> <p>④県内の自動車関連中小企業等</p>	R8.3	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
82	④消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス料金高騰対策支援事業(R7国補正・県2補分)	①LPガスの料金高騰によって、生活等に影響が生じている一般消費者に対して、販売事業者を通じて、高騰分の一部を支援する。 ②委託料:92,433千円 補助金:657,567千円 ③●販売事業者への助成金 50万世帯・者×800円(助成額:1/2相当額)×3カ月=1,200,000千円 ●販売事業者への取扱事務費 50万世帯・者×100円=50,000千円 ●事務局事務費 92,433千円 ●12月補正要求額 支援金:592,433千円 ④・液化石油ガスを燃料として生活の用に供する一般消費者 ・液化石油ガスを暖房若しくは冷房又は飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者 ・液化石油ガスを蒸気の発生又は水温の上昇のための燃料としてサービス業の用に供する者	R8.1	R8.4以降
83	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	特別高圧電力料金高騰対策支援事業(R7国補正・県2補分)	①エネルギー価格高騰の影響を受ける県内中小企業者等の負担を緩和するため、特別高圧電力の使用量に応じた額を支援する。 ②委託料:2,265千円 補助金:22,650千円 ③●特別高圧を受電する中小企業者等 支援額:1,000,000kWh×2円/kWh×3か月×7社=42,000千円 ●特別高圧を受電する商業施設等に入居する中小企業者等 5,000kWh×2円/kWh×3か月×80社=2,400千円 ●事務局費:44,400千円×0.1-2,175千円=2,265千円 ●12月補正要求額 ・事務局費:2,175千円 ・支援金:21,750千円 ④・特別高圧を受電する中小企業・小規模企業 ・特別高圧を受電する商業施設等に入居する中小企業・小規模企業	R8.1	R8.4以降
84	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	工業用LPガス料金高騰対策支援事業(R7国補正・県2補分)	①エネルギー価格高騰の影響を受ける県内中小企業者等に対し、工業用LPガスの利用量に応じた額の支援を行う。 ②委託料:4,830千円 補助金:48,300千円 ③●支援金:7,000kg×8円/kg×3か月×400社=67,200千円 ●事務局費:67,200千円×0.1-1,890千円=4,830千円 ●12月補正要求額 ・事務局費:1,890千円 ・支援金:18,900千円 ④工業用LPを使用する中小事業者・小規模事業者	R8.1	R8.4以降
85	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	適正取引・価格転嫁推進事業	①取引適正化に関するフォーラムやセミナー等を開催することで、適正取引・価格転嫁の機運を醸成し、県内中小企業・小規模企業が収益力を向上させることで賃上げの原資の確保につなげる。 ②委託料、旅費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料 ③委託料4,649千円(フォーラム直接経費682,440円、フォーラム人件費1,668,590円、セミナー直接経費394,460円×2回、セミナー人件費754,270円×2回)その他事務経費351千円(旅費271,800円、消耗品費10,000円、通信運搬費27,000円、使用料及び賃借料42,000円) ④県内中小企業・小規模企業	R8.3	R8.4以降
86	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	海外ビジネス展開支援事業	①国際情勢が不透明さを増す状況の中、物価高騰等の影響を受ける県内中小企業等が行う新たな販路開拓への取組に要する経費の一部を補助する。 ②負担金、補助及び交付金 ③補助金:10,000千円(1,000千円×10社) 事務局経費:1,700千円 ④海外市場における多角化に取り組む県内中小企業・小規模企業等	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
87	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	県内中小企業海外展開促進事業	①国際情勢が不透明さを増す状況の中、物価高騰等の影響を受ける県内事業者の海外市場の販路拡大のため、展示会等の共同ブースでの出展を行う ②旅費、筆耕翻訳料、使用料及び賃借料 ③出展者ブース出展料:1,950千円(390千円×5社) 通訳(Aクラス):1,500千円(100千円×5社×3日) 職員旅費等(1名):250千円 ④不透明な国際情勢の影響を受ける県内製造事業者等	R8.2	R8.4以降
88	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	インバウンド・ユニバーサルツーリズム・観光防災推進補助事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける観光関連事業者に対し、国内外の旅行者が安全・安心かつ快適に旅行できるよう、インバウンド対応、ユニバーサルツーリズム、観光防災の観点から行う、a.観光施設の高付加価値化・高機能化、b.多言語化等インバウンド対応の充実、c.バリアフリー・ストレスフリー対応、d.観光防災・危機対応に係る施設改修・整備を支援する。 ②施設整備にかかる工事費、工事関連費、備品購入費 ③・宿泊施設、観光施設等の高付加価値化、多言語化等インバウンド対応の充実、バリアフリー化・ストレスフリー化、観光防災・危機対応に対する補助:585,000千円 a.観光施設の高付加価値化・高機能化:50,000千円×6件=300,000千円 b.多言語化等インバウンド対応の充実:10,000千円×10件=100,000千円 c.バリアフリー・ストレスフリー対応:5,000千円×14件=70,000千円 d.観光防災・危機対応:5,000千円×14件=70,000千円 e.熊野古道沿線のトイレ充実化:5,000千円×2件=10,000千円 f.改修計画策定支援:35,000千円 ・事務局業務委託費等:14,280千円 ④宿泊施設、観光施設、土産物店、観光案内所を所有・管理または運営する者等	R8.3	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
89	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	JR関西線観光推進事業	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける観光関連事業者を支援するため、JR関西線12駅周辺の魅力的な観光資源の掘り起こしや磨き上げを行うとともに、インフルエンサー等を活用した沿線の「歴史・伝統」、「食」等の情報発信によりJR関西線の観光面での利用促進を図る。</p> <p>②観光資源の掘り起こしや磨き上げ、インフルエンサー等を活用したプロモーション、地域事業者や関係者とのミーティング、委託料の人的費や事務費、県職員の旅費等</p> <p>③【観光資源の掘り起こしや磨き上げ】 ・専門家の招聘に係る費用:461,000円 ・事務費:121,000円 【インフルエンサー等を活用したプロモーション】 ・インフルエンサーの招聘費用:1,117,000円 ・メディアを活用したプロモーション:363,000円 ・HPを活用したプロモーション:182,000円 ・SNSを活用したプロモーション:363,000円 【地域事業者や関係者とのミーティング】 ・会場使用料:242,000円 ・消耗品費:121,000円 ・専門家の招聘に係る費用:275,000円 【人的費や事務費等】 ・委託料の人的費や事務費:1,653,000円 【県職員の旅費等】 ・県職員の旅費、会場使用料:96,000円 ④観光関連事業者</p>	R8.3	R8.4以降
90	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	高付加価値旅行者誘致にかかる広域連携事業	<p>①観光庁のモデル観光地である伊勢志摩及び紀伊半島の事業における地域内関係者との連携等をより強化した市場への販売を通じた新たな課題への対応を支援することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける観光関連事業者を支援に繋げる。</p> <p>②モデル観光地選定エリア「伊勢志摩」、「紀伊山地」事務局に対する負担金</p> <p>③伊勢志摩エリア:10,000千円 R8事業費1.5億円から国庫補助金1.3億円を差し引いた0.2億円を県・市が1/2ずつ支援 紀伊山地エリア:30,000千円 R8事業費1.8億円から国庫補助金0.9億円を差し引いた0.9億円を関係3県が1/3ずつ支援</p> <p>④・伊勢志摩エリア:伊勢志摩高付加価値インバウンド観光地づくり推進協議会(事務局:伊勢志摩観光コンベンション機構) ・紀伊山地エリア:紀伊半島インバウンド推進連絡会議(事務局:奈良県ビクターズビューロー)</p>	R8.3	R8.4以降
91	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費支援補助金(R7国補正分)	<p>①食材価格高騰に対応する事業として、給食費の一部を公費負担とすることで、保護者等の負担を増やすことなく、給食提供の質を維持する。</p> <p>②負担金、補助及び交付金</p> <p>③ 期間:1月～3月(3ヶ月間) (特別支援学校)39円×46回×1,752人=3,143,088円 (特支・寄宿舎)39円×92回×12人=43,056円 (定時制高校)39円×46回×182人=326,508円 (県立中学校)39円×46回×12人=21,528円 計:3,534,180円</p> <p>④各学校給食会計管理者(特支15校、定時制8校、中学校1校) ※教職員の給食費は含まない。</p>	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
92	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	学校施設管理事業(光熱費高騰分)(R7国補正分)	①光熱費高騰に対応し、安定した教育施設運営を確保するため、直接住民の用に供する施設(県立学校)における光熱費の高騰相当分に充てる。 ②県立学校の光熱費高騰相当分に係る経費 ③(年間使用見込み)×(価格高騰分) 【電気(高圧低圧)】計70,434千円 [高等学校]17,459,221.3kWh×3.38円/kWh=59,012千円 [特別支援学校]3,330,765kWh×3.38円/kWh=11,258千円 [夜間中学校]48,388kWh×3.38円/kWh=164千円 【都市ガス】計19,488千円 [高等学校]294,691.5m ³ ×34.72円/m ³ =10,232千円 [特別支援学校]25,5792m ³ ×34.72円/m ³ =8,881千円 [夜間中学校]10,801m ³ ×34.72円/m ³ =375千円 【LPガス】計25,040千円 [高等学校]113,060.3m ³ ×1454.9円/10m ³ =16,449千円 [特別支援学校]59,051.6m ³ ×1454.9円/10m ³ =8,591千円 [夜間中学校]0×1454.9円/10m ³ =0千円 ④県立学校(高校57校、特支18校、中学校1校)	R7.4	R8.4以降